

令和5年2月7日提出

令和5年3月市議会定例会議案

(その2 議案第11号から議案第32号まで)

木 更 津 市

令和 5 年 3 月市議会定例会議案目録（その 2）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 1 1 号	令和 5 年度木更津市一般会計予算	財 務 部	別冊
議 案 第 1 2 号	令和 5 年度木更津市国民健康保険特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 1 3 号	令和 5 年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 1 4 号	令和 5 年度木更津市介護保険特別会計予算	福 祉 部	別冊
議 案 第 1 5 号	令和 5 年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算	経 済 部	別冊
議 案 第 1 6 号	木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定 について	総 務 部	1
議 案 第 1 7 号	木更津市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定 について	総 務 部	3
議 案 第 1 8 号	木更津市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定 について	総 務 部	7
議 案 第 1 9 号	木更津市庁舎整備基金条例の制定について	総 務 部	1 1
議 案 第 2 0 号	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例 の制定について	企 画 部	1 3
議 案 第 2 1 号	木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例 の制定について	健康こども部	1 7
議 案 第 2 2 号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につ いて	市 長 公 室	2 1
議 案 第 2 3 号	木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定 について	市 長 公 室	2 5
議 案 第 2 4 号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	2 7
議 案 第 2 5 号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	4 4

議案第 2 6 号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	5 0
議案第 2 7 号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	5 1
議案第 2 8 号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	5 4
議案第 2 9 号	木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経 済 部	5 6
議案第 3 0 号	木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 整 備 部	5 8
議案第 3 1 号	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教 育 部	5 9
議案第 3 2 号	令和 5 年度木更津市下水道事業会計予算	都 市 整 備 部	別冊

議案第 16 号

木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、55 歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 4 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 5 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 17 号

木更津市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

木更津市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、大学等課程の履修（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とする。

- (1) 大学等課程の履修のための休業 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3 年）
- (2) 国際貢献活動のための休業 3 年

(教育施設)

第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を

履修する場合に限る。)

- (3) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校であつて、同法第125条に規定する専門課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (5) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第14条に規定する司法研修所（司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）第5条第1項の実務修習を行う施設を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに相当する外国の教育施設として任命権者が適当と認めるもの
(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして任命権者が認める奉仕活動
(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、

若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 18 号

木更津市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

木更津市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに第 11 項において準用する法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に掲げるものに該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号）第14条の規定により特別休暇として規則で定める出産のための特別休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この条において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の６第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）から第３項まで及び第６項から第８項まで並びに第１１項において準用する同法第２６条の５第６項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 19 号

木更津市庁舎整備基金条例の制定について

木更津市庁舎整備基金条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市庁舎整備基金条例

(設置)

第 1 条 市は、木更津市庁舎（以下「庁舎」という。）の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、木更津市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、庁舎の整備に係る事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(木更津市庁舎建設基金条例の廃止)

2 木更津市庁舎建設基金条例（平成２４年木更津市条例第３号）は、廃止する。

提案理由

木更津市庁舎の整備に係る事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第20号

木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例の制定について

木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例を次のように制定する。

令和5年2月7日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例

全ての人は、生まれながらにして個人として尊重されています。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、予期せぬ感染症のまん延や先行き不透明な経済状況等が、多くの人に生きづらさをもたらすとともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネットを利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や多様性に配慮したまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。

こうした中、本市では、木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（平成28年木更津市条例第28号）第3条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していかなければなりません。

そこで、私たちは、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる「彩り豊かな個性が集う多様性のある地域社会」を、本市において実現するために歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、共生社会づくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が協力しながら、共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 男女共同参画 全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。
- (5) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。
- (6) 性的指向 自己の恋愛・性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (7) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (8) 性的マイノリティ 性的指向、性自認のあり方が少数と認められる者をいう。
- (9) 社会的少数者 少数者であることを理由とした偏見や差別によって不利益を被っている者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び団体は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、共生社会の実現に向けた取組の推進を行うこととする。

- (1) 全ての人が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 全ての人が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 全ての人が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市の職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市の職員に対して啓発等を実

施するものとする。

（市民及び団体の役割）

第5条 市民及び団体は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、市民、団体その他の主体と協働して共生社会の実現に努めるものとする。

（差別的取扱いの禁止）

第6条 何人も、人種、国籍、思想、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障がい、経済状況等の属性（以下「属性」という。）による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報において、属性を理由とした不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

（基本的施策）

第7条 市は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び団体が共生社会について学び、理解を深める機会を提供すること。

イ 市民及び団体に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市民及び団体に対して情報提供を行うときは、受け手側の立場になって考えることで分かりやすい表現となるよう工夫すること。

イ 全ての人が、自分の考えを相手に的確に伝えられるよう、公共の場における多種多様なコミュニケーションの手段の確保を支援すること。

(3) 多様性に配慮した社会環境等を整備するための次に掲げる施策

ア 公共施設等におけるバリアフリー化、多言語対応、ユニバーサルデザイン対応等、全ての人に配慮した社会環境の整備に努めること。

イ 性的マイノリティ、障がい者、外国人、社会的少数者等に対する支援制度の整備に努めること。

(4) 地域における共生社会を活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び団体が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に向けた活動を実施する市民及び団体との協働を推進すること。

イ 地域における市民及び団体相互の支援体制を整備し、市民及び団体が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) 共生社会の実現に向けた推進体制の構築及び改善に関する施策

2 市は、基本的施策を通じて、共生社会の実現に当たり、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当で負担が過重でない措置が行われるよう取り組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、前項の計画の実施の評価に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる彩り豊かな個性が集う多様性のある地域社会を本市において実現していくため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 21 号

木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例の制定について

木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市幼児言語教室の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市は、ことばの発達に課題がある小学校就学前の幼児に対して、ことばの発達を支援するため、木更津市幼児言語教室（以下「幼児言語教室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 幼児言語教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
木更津市幼児言語教室	木更津市潮見二丁目 9 番地

(事業)

第 3 条 幼児言語教室は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ことばの相談又は検査に関する事業
- (2) ことばの指導又は訓練に関する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めることばの発達の支援に関する事業

(開館時間等)

第 4 条 幼児言語教室の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 幼児言語教室の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日から 1 月 4 日まで
- (4) 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

(使用者の範囲)

第5条 幼児言語教室を使用することができる者は、市内に住所を有する小学校就学前の幼児で、ことばの発達の段階において、相談、検査、指導、訓練その他ことばの発達の支援が必要な者及びその保護者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、感染性疾患を有する者は使用できないものとする。

(使用の承認)

第6条 幼児言語教室を使用しようとする者（ことばの指導又は訓練での使用に限る。）は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第7条 市長は、前条の申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、幼児言語教室の使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とする使用、その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- (3) 幼児言語教室の設置の目的に反する行為を行うおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。
- (5) 他の使用者の使用を妨げる行為を行うおそれがあるとき。
- (6) 幼児言語教室の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、幼児言語教室の管理運営上支障があるとき。

(使用の停止等)

第8条 市長は、第6条の承認を受けた使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、幼児言語教室の使用を停止し、終了し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) ことばの指導又は訓練の効果が顕著で、自然治癒の可能性があるとき。
- (2) 医療機関、他の相談機関等での検査又は治療が必要であるとき。
- (3) ことばの指導又は訓練の必要がなくなったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (5) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(使用料)

第9条 幼児言語教室の使用料は、無料とする。

(警察署長への意見聴取)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定により不承認又は使用の停止等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、幼児言語教室を使用しようとする者等が暴力団の構成員であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

(遵守事項)

第11条 幼児言語教室においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある行為をしないこと。
- (2) 営利を目的とする使用、その他これに類する行為をしないこと。
- (3) 幼児言語教室の設置の目的に反する行為をしないこと。
- (4) 他の使用者の使用を妨げる行為をしないこと。
- (5) 幼児言語教室の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、幼児言語教室の管理運営上支障がある行為をしないこと。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、幼児言語教室の入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

- (1) 前条各号の規定に違反した者又は違反するおそれがある者
- (2) 幼児言語教室の管理運営上必要な指示に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幼児言語教室の管理運営上入館を禁止し、又は退館を命じる必要があると認める者

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、幼児言語教室の管理に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例（平成19年木更津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

(木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされている幼児言語教室に係る申請、承認、決定その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の幼児言語教室の使用に係るものについては、施行日以後においては、この条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

提案理由

ことばの発達に課題がある小学校就学前の幼児に対して、ことばの発達を支援する木更津市幼児言語教室を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 22 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表市営霊園建設委員会の項中「市営霊園建設委員会」を「木更津市営霊園建設委員会」に、「学識経験を有する者」を「学識経験者」に改め、同表木更津市総合計画審議会の項中「策定」の次に「及び推進」を加え、同表公営住宅建築委員会の項中「公営住宅建築委員会」を「木更津市公営住宅建築委員会」に、「学識経験を有する者」を「学識経験者」に改め、同表住居表示審議会の項中「住居表示審議会」を「木更津市住居表示審議会」に改め、同表合併調査研究委員会の項中「合併調査研究委員会」を「木更津市合併調査研究委員会」に、「知識経験者」を「学識経験者」に改め、同表下水道事業審議会の項中「下水道事業審議会」を「木更津市下水道事業審議会」に改め、同表行政改革推進委員会の項中「行政改革推進委員会」を「木更津市行政改革推進委員会」に改め、同項委員の構成の欄を次のように改める。

- | | |
|---|------------|
| 1 | 学識経験者 |
| 2 | 関係団体を代表する者 |
| 3 | 公募 |

別表下水処理場漁業関係委員会の項中「下水処理場漁業関係委員会」を「木更津市下水処理場漁業関係委員会」に改め、同表木更津市男女共同参画推進委員会の項中「促進」を「推進」に、「の代表」を「を代表する者」に改め、同表老人ホーム入所判定委員会の項中「老人ホーム入所判定委員会」を「木更津市老人ホーム入所判定委員会」に改め、同表木更津市介護保険運営協議会の項中「市政協力員の代表」を「市政協力員」に改め、同表木更津市農業振興地域整備促進協

「3 農業関係団体等の

議会の項中「3 農業関係団体等の役職員を」に改め、同表指定管理者候補
役職員」4 関係行政機関の職

員」

者選定委員会の項中「指定管理者候補者選定委員会」を「木更津市指定管理者候補者選定委員会」に改め、同項委員の構成の欄を次のように改める。

1	学識経験者
2	関係団体を代表する者
3	市政協力員
4	市の職員

別表木更津市立保育園民営化事業者選定委員会、木更津市民会館整備検討委員会及び木更津市庁舎整備事業者選定審査委員会の項を削り、同表木更津市水産振興計画策定検討委員会の項中「木更津市水産振興計画策定検討委員会」を「木更津市水産振興推進委員会」に改め、「の策定」

「2 関係団体を代表する者

の次に「及び推進」を加え、「2 関係団体を代表する者」を「3 関係行政機関の職員」に改め、同

表に次のように加える。

木更津市財産利活用推進委員会	本市の財産の利活用の推進に関する重要事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者	7人以内	2年
木更津飛行場周辺まちづくり実施計画策定検討委員会	木更津飛行場周辺まちづくり実施計画の策定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員 4 公募	10人以内	1年以内
木更津市産業用地整備委員会	産業用地整備のため	委員長	1 学識経験者	5人以内	1年以内

用地整備支援事業審査委員会	事業者が行う開発行為その他企業立地のための環境整備に対し、本市が道路、下水道等の公共に要する費用の一定額を負担する計画を審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	副委員長 委員	2 関係団体を代表する者		
木更津市自殺対策協議会	木更津市自殺対策計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	会長 副会長 委員	1 医師 2 学識経験者 3 関係団体を代表する者 4 関係行政機関の職員	1 2 人以内	2 年

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（木更津市財産活用推進委員会の項、木更津飛行場周辺まちづくり実施計画策定検討委員会の項、木更津市産業用地整備支援事業審査委員会の項及び木更津市自殺対策協議会の項に係る部分を除く。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の附属機関設置条例の規定により設置されている次の表の左欄に掲げる附属機関の委員（以下「旧委員」という。）に任命又は委嘱されている者は、それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の附属機関設置条例の規定により設置された附属機関の委員（以下「新委員」という。）として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。

市営霊園建設委員会	木更津市営霊園建設委員会
-----------	--------------

公営住宅建築委員会	木更津市公営住宅建築委員会
住居表示審議会	木更津市住居表示審議会
合併調査研究委員会	木更津市合併調査研究委員会
下水道事業審議会	木更津市下水道事業審議会
行政改革推進委員会	木更津市行政改革推進委員会
下水処理場漁業関係委員会	木更津市下水処理場漁業関係委員会
老人ホーム入所判定委員会	木更津市老人ホーム入所判定委員会
指定管理者候補者選定委員会	木更津市指定管理者候補者選定委員会
木更津市水産振興計画策定検討委員会	木更津市水産振興推進委員会

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3 老人ホーム入所判定委員の項中「老人ホーム入所判定委員」を「木更津市老人ホーム入所判定委員」に改める。

提案理由

木更津市財産利活用推進委員会、木更津飛行場周辺まちづくり実施計画策定検討委員会、木更津市産業用地整備支援事業審査委員会及び木更津市自殺対策協議会を設置し、木更津市立保育園民営化事業者選定委員会、木更津市民会館整備検討委員会及び木更津市庁舎整備事業者選定審査委員会を廃止する等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 23 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

木更津市行政組織条例（昭和 46 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「財務部」を「財務部
資産管理部」に改める。

第 3 条第 1 号オを次のように改める。

オ 情報システムに関する事項

第 3 条第 2 号中カを削り、キをカとし、ク及びケを削り、同条第 3 号イを次のように改める。

イ 姉妹都市、友好都市等に関する事項

第 3 条第 3 号中ウを削り、エをウとし、オからキまでをエからカまでとし、同条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号に次のように加える。

オ 資源循環に関する事項

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号に次のように加える。

ク 男女共同参画に関する事項

ケ 国際交流に関する事項（姉妹都市、友好都市等に関するものを除く。）

コ 人権に関する事項

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 資産管理部

ア 市有財産管理に関する事項

イ 営繕に関する事項

ウ 公共施設マネジメントに関する事項

エ 庁舎整備に関する事項

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政需要の変化に的確に対応した組織機構の改革に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第24号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月7日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和31年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に改め、同表宅地造成等規制法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査の項中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に改める。

別表第3 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第52条第6項 第3号の規定による建築物 の容積率に関する特例の認 定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	特例認定申請1件につき 27,000 円
--	-------------------	-------------------------

別表第3 建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第55条第3項 の規定による建築物の高さ に関する特例の許可の申請 に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	高さの特例許可申請1件につき 160 ,000円
--	------------------	-----------------------------

別表第3 建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の次に

次のように加える。

建築基準法第58条第2項 の規定による高度地区にお ける建築物の高さに関する 特例の許可の申請に対する 審査	高度地区における建築物 の高さの特例許可申請手 数料	高さの特例許可申請1件につき 160 000円
--	----------------------------------	-------------------------------

別表第3 建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の項及び建築基準法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の項中「既存を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第1項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の項事務の種類欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に改め、同項手数料の名称欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の」を「建築物の新築又は増築等の」に改め、同項単位及び金額欄中「同一敷地内建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第2項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例の許可の申請に対する審査の項中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「同一敷地内建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第3項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査の項事務の種類欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に改め、同項手数料の名称欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の」を「建築物の新築又は増築等の」に改め、同項単位及び金額欄中「同一敷地内建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額欄を次のように改める。

(1) 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費

性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この項において同じ。） 5,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

（ア） 300平方メートル未満のもの 9,000円

（イ） 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円

（ウ） 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

（エ） 5,000平方メートル以上のもの 76,000円

ウ 非住宅建築物（住宅以外の用途

のみに供する建築物をいう。以下この項において同じ。) 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 189,000円

エ 複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この項において同じ。)

建築物全体の住戸の床面積及び共用部分の床面積を合計した面積に応じ、イにより算定した額に、

当該建築物の住宅以外の用途に供
する部分の床面積を合計した面積
に応じ、ウにより算定した額を加
えた額

(2) (1)以外の場合 認定申請 1 件につ
き

ア 一戸建ての住宅

(ア) 建築物エネルギー消費性能
基準等を定める省令（平成 2 8
年経済産業省・国土交通省令第
1 号）第 1 0 条第 2 号イ（2）及
びロ（2）定める基準に適合する
もの 1 8, 0 0 0 円

(イ) (ア)以外のもの 3 6, 0
0 0 円

イ 共同住宅等

(ア) 建築物エネルギー消費性能
基準等を定める省令第 1 0 条第
2 号イ（2）及びロ（2）に定める
基準に適合するもの 床面積を
合計した面積の区分に応じ、次
に掲げる額

a 3 0 0 平方メートル未満の
もの 3 1, 0 0 0 円

b 3 0 0 平方メートル以上 2
, 0 0 0 平方メートル未満の
もの 5 4, 0 0 0 円

c 2, 0 0 0 平方メートル以
上 5, 0 0 0 平方メートル未

	満のもの 97,000円
d	5,000平方メートル以上
	のもの 147,000円
(イ)	(ア)以外のもの 床面積を 合計した面積の区分に応じ、次 に掲げる額
a	300平方メートル未満の もの 65,000円
b	300平方メートル以上2 ,000平方メートル未満の もの 109,000円
c	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの 185,000円
d	5,000平方メートル以 上のもの 265,000円
ウ	非住宅建築物 床面積を合計し た面積の区分に応じ、次に掲げる 額
(ア)	建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第10条第 2号イ(2)及びロ(2)に定める 基準に適合するもの 床面積を 合計した面積の区分に応じ、次 に掲げる額
a	300平方メートル未満の もの 82,000円
b	300平方メートル以上1 ,000平方メートル未満の

	もの	105,000円
c	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	138,000円
d	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,000円
e	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	291,000円
f	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	349,000円
g	25,000平方メートル以上のもの	410,000円
(イ) (ア)以外のもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額		
a	300平方メートル未満のもの	215,000円
b	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	269,000円
c	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	347,000円

d	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	495,000円
e	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	610,000円
f	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	721,000円
g	25,000平方メートル以上のもの	822,000円
エ	複合建築物 建築物全体の住戸の床面積及び共用部分の床面積を合計した面積に応じ、イにより算定した額に、当該建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積を合計した面積に応じ、ウにより算定した額を加えた額	

別表第3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中

「

	(2) 住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号の住宅部分を有す
--	--

		る建築物をいう。)
		ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに掲げる基準に適合するもの
		(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合
		認定申請1件につき
		a 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この項において同じ。)
		5,000円
		b 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)における一の住戸
		次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額
		(a) 4戸以下のもの 9,000円
		(b) 4戸を超え15戸以下のもの 19,000円
		(c) 15戸を超え45戸以下のもの 43,000円
		(d) 45戸を超えるもの 76,000円
		c 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計(共用部

		分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が (a) 300平方メートル未満のもの 9,000円 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円 (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円 (d) 5,000平方メートル以上のもの 76,000円 (イ) (ア)以外のものである場合 認定申請1件につき a 一戸建ての住宅 当該申請に係る建築物の床面積の合計が (a) 200平方メートル未満のもの 33,000円 (b) 200平方メートル以上のもの 36,000円 b 共同住宅等における一の住戸次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額 (a) 4戸以下のもの 65,000円 (b) 4戸を超え15戸以下のもの 109,000円
--	--	---

			(c) 15戸を超え45戸以下のもの 185,000円 (d) 45戸を超えるもの 265,000円 c 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が (a) 300平方メートル未満のもの 65,000円 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円 (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 185,000円 (d) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円 イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号ただし書の場合によるもの 認定申請1件につき (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 共同住宅等における一の住戸
--	--	--	--

		次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額 a 4戸以下のもの 9,000円 b 4戸を超え15戸以下のもの 19,000円 c 15戸を超え45戸以下のもの 43,000円 d 45戸を超えるもの 76,000円 (ウ) 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が a 300平方メートル未満のもの 9,000円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円 d 5,000平方メートル以上のもの 76,000円
を		
「		
		(2) 住宅部分を有する建築物（建築物エ

		エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号の住宅部分を有する建築物をいう。) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの (ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき a 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。 以下この項において同じ。) 5,000円 b 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 当該申請に係る建築物の床面積の合計(共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積)が (a) 300平方メートル未満のもの 9,000円 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円
--	--	--

		(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの 43,000円 (d) 5,000平方メートル 以上のもの 76,000円 (イ) (ア)以外のものである場合 認定申請1件につき a 一戸建ての住宅 当該申請に 係る建築物の床面積の合計が (a) 200平方メートル未満 のもの 17,000円 (b) 200平方メートル以上 のもの 18,000円 b 共同住宅等 当該申請に係る 建築物の床面積の合計（共用部 分を計算の対象としない評価方 法による認定申請については、 共用部分の面積を除いた面積） が (a) 300平方メートル未満 のもの 31,000円 (b) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの 54,000円 (c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの 97,000円 (d) 5,000平方メートル 以上のもの 147,000
--	--	--

		円
	イ ア以外の場合	
	(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合	
	認定申請 1 件につき	
	a 一戸建ての住宅	5, 0 0 0 円
	b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が	
	(a) 3 0 0 平方メートル未満のもの	9, 0 0 0 円
	(b) 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 9, 0 0 0 円
	(c) 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 3, 0 0 0 円
	(d) 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	7 6, 0 0 0 円
	(イ) (ア)以外のものである場合	
	認定申請 1 件につき	
	a 一戸建ての住宅 当該申請に係る建築物の床面積の合計が	

		(a) 200平方メートル未満 のもの 33,000円
		(b) 200平方メートル以上 のもの 36,000円
	b 共同住宅等	当該申請に係る 建築物の床面積の合計（共用部 分を計算の対象としない評価方 法による認定申請については、 共用部分の面積を除いた面積） が
		(a) 300平方メートル未満 のもの 65,000円
		(b) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの 109,000円
		(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの 185,000 円
		(d) 5,000平方メートル 以上のもの 265,000 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の項及び同表宅地造成等規制法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査の項の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

提案理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）並びに建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省・国土交通省令第１号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省・国土交通省令第２号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 24 条第 1 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改
める。

別表第 1 アの表を次のように改める。

ア 行政職給料表

（単位：円）

職務 の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200

1 1	1 6 1, 6 0 0	2 1 6, 0 0 0
1 2	1 6 2, 9 0 0	2 1 7, 8 0 0
1 3	1 6 4, 1 0 0	2 1 9, 2 0 0
1 4	1 6 5, 6 0 0	2 2 1, 0 0 0
1 5	1 6 7, 1 0 0	2 2 2, 7 0 0
1 6	1 6 8, 7 0 0	2 2 4, 5 0 0
1 7	1 6 9, 8 0 0	2 2 6, 1 0 0
1 8	1 7 1, 2 0 0	2 2 7, 8 0 0
1 9	1 7 2, 6 0 0	2 2 9, 4 0 0
2 0	1 7 4, 0 0 0	2 3 0, 9 0 0
2 1	1 7 5, 3 0 0	2 3 2, 2 0 0
2 2	1 7 7, 8 0 0	2 3 3, 8 0 0
2 3	1 8 0, 3 0 0	2 3 5, 4 0 0
2 4	1 8 2, 8 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 5	1 8 5, 2 0 0	2 3 7, 9 0 0
2 6	1 8 6, 9 0 0	2 3 9, 4 0 0
2 7	1 8 8, 5 0 0	2 4 0, 7 0 0
2 8	1 9 0, 2 0 0	2 4 1, 9 0 0
2 9	1 9 1, 7 0 0	2 4 3, 1 0 0
3 0	1 9 3, 4 0 0	2 4 4, 1 0 0
3 1	1 9 5, 2 0 0	2 4 5, 1 0 0
3 2	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 1 0 0
3 3	1 9 8, 5 0 0	2 4 7, 2 0 0
3 4	1 9 9, 9 0 0	2 4 8, 1 0 0
3 5	2 0 1, 4 0 0	2 4 9, 0 0 0
3 6	2 0 2, 9 0 0	2 5 0, 0 0 0
3 7	2 0 4, 2 0 0	2 5 0, 9 0 0
3 8	2 0 5, 5 0 0	2 5 2, 2 0 0
3 9	2 0 6, 7 0 0	2 5 3, 4 0 0

4 0	2 0 8, 0 0 0	2 5 4, 7 0 0
4 1	2 0 9, 3 0 0	2 5 6, 0 0 0
4 2	2 1 0, 6 0 0	2 5 7, 4 0 0
4 3	2 1 1, 9 0 0	2 5 8, 6 0 0
4 4	2 1 3, 2 0 0	2 5 9, 8 0 0
4 5	2 1 4, 3 0 0	2 6 0, 9 0 0
4 6	2 1 5, 6 0 0	2 6 2, 1 0 0
4 7	2 1 6, 9 0 0	2 6 3, 4 0 0
4 8	2 1 8, 2 0 0	2 6 4, 5 0 0
4 9	2 1 9, 2 0 0	2 6 5, 6 0 0
5 0	2 2 0, 3 0 0	2 6 6, 6 0 0
5 1	2 2 1, 3 0 0	2 6 7, 8 0 0
5 2	2 2 2, 3 0 0	2 6 8, 9 0 0
5 3	2 2 3, 3 0 0	2 6 9, 9 0 0
5 4	2 2 4, 2 0 0	2 7 0, 9 0 0
5 5	2 2 5, 1 0 0	2 7 2, 0 0 0
5 6	2 2 6, 0 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 6, 3 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 7, 1 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 7, 8 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 8, 5 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 1	2 2 9, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 2	2 3 0, 0 0 0	2 7 9, 1 0 0
6 3	2 3 0, 7 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 4	2 3 1, 3 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 5	2 3 1, 9 0 0	2 8 1, 5 0 0
6 6	2 3 2, 5 0 0	2 8 2, 4 0 0
6 7	2 3 3, 1 0 0	2 8 3, 1 0 0
6 8	2 3 3, 8 0 0	2 8 4, 0 0 0

6 9	2 3 4, 5 0 0	2 8 5, 0 0 0
7 0	2 3 5, 1 0 0	2 8 5, 8 0 0
7 1	2 3 5, 6 0 0	2 8 6, 6 0 0
7 2	2 3 6, 3 0 0	2 8 7, 4 0 0
7 3	2 3 7, 0 0 0	2 8 8, 2 0 0
7 4	2 3 7, 6 0 0	2 8 8, 7 0 0
7 5	2 3 8, 2 0 0	2 8 9, 1 0 0
7 6	2 3 8, 7 0 0	2 8 9, 6 0 0
7 7	2 3 9, 3 0 0	2 8 9, 8 0 0
7 8	2 4 0, 0 0 0	2 9 0, 1 0 0
7 9	2 4 0, 7 0 0	2 9 0, 3 0 0
8 0	2 4 1, 2 0 0	2 9 0, 7 0 0
8 1	2 4 1, 7 0 0	2 9 0, 9 0 0
8 2	2 4 2, 3 0 0	2 9 1, 1 0 0
8 3	2 4 2, 9 0 0	2 9 1, 5 0 0
8 4	2 4 3, 4 0 0	2 9 1, 8 0 0
8 5	2 4 3, 9 0 0	2 9 2, 1 0 0
8 6	2 4 4, 5 0 0	2 9 2, 4 0 0
8 7	2 4 5, 1 0 0	2 9 2, 7 0 0
8 8	2 4 5, 6 0 0	2 9 3, 1 0 0
8 9	2 4 6, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0
9 0	2 4 6, 6 0 0	2 9 3, 8 0 0
9 1	2 4 6, 9 0 0	2 9 4, 1 0 0
9 2	2 4 7, 3 0 0	2 9 4, 5 0 0
9 3	2 4 7, 6 0 0	2 9 4, 7 0 0
9 4		2 9 4, 9 0 0
9 5		2 9 5, 2 0 0
9 6		2 9 5, 6 0 0
9 7		2 9 5, 8 0 0

9 8	2 9 6, 1 0 0
9 9	2 9 6, 5 0 0
1 0 0	2 9 6, 9 0 0
1 0 1	2 9 7, 1 0 0
1 0 2	2 9 7, 4 0 0
1 0 3	2 9 7, 8 0 0
1 0 4	2 9 8, 1 0 0
1 0 5	2 9 8, 3 0 0
1 0 6	2 9 8, 6 0 0
1 0 7	2 9 9, 0 0 0
1 0 8	2 9 9, 3 0 0
1 0 9	2 9 9, 5 0 0
1 1 0	2 9 9, 9 0 0
1 1 1	3 0 0, 3 0 0
1 1 2	3 0 0, 6 0 0
1 1 3	3 0 0, 8 0 0
1 1 4	3 0 1, 0 0 0
1 1 5	3 0 1, 3 0 0
1 1 6	3 0 1, 7 0 0
1 1 7	3 0 1, 9 0 0
1 1 8	3 0 2, 1 0 0
1 1 9	3 0 2, 4 0 0
1 2 0	3 0 2, 7 0 0
1 2 1	3 0 3, 1 0 0
1 2 2	3 0 3, 3 0 0
1 2 3	3 0 3, 6 0 0
1 2 4	3 0 3, 9 0 0
1 2 5	3 0 4, 2 0 0

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 4 年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の会計年度任用職員の給与の額を改定するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 26 号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年木更津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表木更津市立鎌足保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市立鎌足保育園の廃止に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 27 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その

他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「に、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第１５９号）、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和４年厚生労働省令第１６７号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第１７５号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 28 号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼そ

の他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在の確認を行わなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「に、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 29 号

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例

木更津市産業立地促進条例（平成 20 年木更津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「（以下「奨励金」という。）」を削り、同条に次の 2 号を加える。

- (12) 地元雇用者 対象施設の新設又は増設に伴い新規に雇用される常用雇用者であつて、市内に住所を有するもの（規則で定める者に限る。）
- (13) 人材確保事業 人材の確保を図るため、求人情報を発信する事業（規則で定めるものに限る。）

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「奨励金」を「立地奨励金」に改め、同条第 5 項中「第 1 項の規定による奨励金」を「立地奨励金、地元雇用奨励金及び人材確保事業奨励金（以下「立地奨励金等」という。）」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「奨励金」を「立地奨励金」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 地元雇用奨励金及び人材確保事業奨励金の交付時期は、第 4 項第 1 号に規定する交付対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度とする。

第 3 条第 3 項各号列記以外の部分中「奨励金」を「立地奨励金」に改め、同項第 1 号中「前項」を「第 2 項」に、「奨励金」を「立地奨励金」に改め、同項第 2 号中「前項ただし書」を「第 2 項ただし書」に、「奨励金」を「立地奨励金」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、立地奨励金の交付を受けようとする指定事業者に対し、立地奨励金に加え、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の奨励金を予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 地元雇用奨励金 地元雇用者の数に 10 万円を乗じて得た額
- (2) 人材確保事業奨励金 人材確保事業に要した経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）。ただし、50 万円を上限とする。

第4条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「奨励金」を「立地奨励金」に改める。

第7条第2項中「奨励金」を「立地奨励金等」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定については、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木更津市産業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

提案理由

地元雇用奨励金及び人材確保事業奨励金を追加し、市内の雇用の促進を図り、並びに本条例の有効期限を延長するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 30 号

木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例
木更津市営住宅設置管理条例（平成 9 年木更津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。
別表市営住宅の項岩根団地の目を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岩根団地の用途廃止に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 31 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成 20 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

別表第 1 中「100 円」及び「80 円」を「無料」に改め、「510 円」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）の施行に伴い、及び博物館の利用の促進を図るため、関係条文の整備をしようとするものである。